

松戸市教育委員会会議録

令和5年12月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和5年12月定例会

開 会	令和5年12月20日(水) 午前9時35分	閉 会	令和5年12月20日(水) 午前11時05分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	伊藤 誠	
出席委員 氏名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	×
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和5年12月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	藤谷 隆	21		
2	学校教育部 部長	石橋 聡	22		
3	生涯学習部 審議監	小林 清	23		
4	教育総務課 課長	三根 秀洋	24		
5	” 専門監	斉藤 政彦	25		
6	” 補佐	内藤 秀明	26		
7	” 主幹	飯島 幸枝	27		
8	” 主任主事	染谷 康太	28		
9	文化財保存活用課 課長	関根 嗣人	29		
10	” 専門監	尾形 一枝	30		
11	” 補佐	横山 忍	31		
12	学務課 課長	西田 大助	32		
13	” 補佐	佐藤 道照	33		
14	” 補佐	波多江 美奈子	34		
15	” 主任主事	菊地 翔太	35		
16	学校財務課 課長	須田 聖子	36		
17	” 学校給食担当室担当室長	大谷 葉子	37		
18	児童生徒課 課長	中坂 正夫	38		
19	” 専門監	壁 和宏	39		
20			40		

令和5年12月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和5年12月20日（水） 午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題
議 案

4 その他

令和5年12月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第29号

松戸市戸定邸保存活用審議会委員の委嘱について

(文化財保存活用課)

② 議案第30号

教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

(学務課)

③ 議案第31号

松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

(学務課)

④ 報告第4号

臨時代理による処分の報告について

(教育総務課)

⑤ 報告第5号

臨時代理による処分の報告について

(教育総務課)

⑥ 報告第6号

臨時代理による処分の報告について

(児童生徒課)

⑦ 報告第7号

臨時代理による処分の報告について

(児童生徒課)

教育長 では、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議には、現在、2名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

教育長 本日、和座委員が所用により欠席されます。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条3項の規定により、本会議は開会することができます。

◎開 会

教育長 ただいまから令和5年12月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いします。よろしくをお願いします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案3件、報告4件となっております。

このうち、報告第6号及び報告第7号は、個人情報に関わる案件となります。したがって、この審議を秘密会としてはいかががお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決を採らせていただきます。

この後、行われます教育委員会会議のうち、報告第6号及び報告第7号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、これらの審議は秘密会といたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、報告第6号及び報告第7号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、その他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、その他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、武田教育長職務代理にお願いします。

◎議案第29号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第29号「松戸市戸定邸保存活用審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

戸定歴史館長、お願いします。

戸定歴史館長 戸定歴史館の尾形でございます。

お手元の資料1ページ、議案第29号「松戸市戸定邸保存活用審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

本議案は、松戸市戸定邸保存活用審議会条例第4条及び第5条第2項の規定に基づき、委員を委嘱、任命するものでございます。

提案理由は、令和5年12月24日をもって、委員の任期が満了となることから、次期委員を委嘱するためです。任期は令和5年12月25日から令和7年12月24日までの2年間、委嘱予定者の名簿につきましては、2ページに記載されている学識経験者5名と市職員2名で、7名全員が再任となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第29号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 それでは、この戸定邸保存活用審議会のこれまで、この1年、あるいは2年になってもいいのですが、その活動状況、どのような議題が上げられて、どのような議論が行われて、今後、どういうふうになっていくのかというところを、分かる範囲で結構ですけれども、教えてください。

戸定歴史館長 審議会の内容ですけれども、昨年度につきましては、戸定邸保存活用計画の骨子案の内容についての審議、それから、今年度から戸定邸保存活用計画を本格的に策定を開始いたしまして、その計画策定に向けた仕様の内容、策定開始のために実施準備すべきことなどについてご意見をいただきました。

今年度につきましては、第1回目を6月29日に開催いたしまして、2回目を明日21日、そして3回目を3月末に予定をしております。6月の審議会では、計画策定のスケジュールですとか、計画策定のための現地調査の内容及びその手法等について、審議をいただきました。委員の方からは、「保存方針を検討する必要があるので、建造物調査では、建築当初の部分とその後、変更された部分というものをきちんと把握したほうがよい」といったご意見ですとか、「庭園や中庭の排水が非常に悪く、戸定邸の保存に大きく影響するため、建築当初の排水の痕跡を調査して、明らかにするとよい」といったご意見、あるいは「耐震工事とか、屋根修理など、今後、戸定邸を公開し続けるための必要事項と優先事項というものをきちんと見極めた上で、計画の方針の内容を検討したほうがよい」といったご意見をいただきまして、現在、策定の業務のほうに生かしております。

以上です。

伊藤委員 ありがとうございます。

最近、戸定邸が一般公開に加えて、いろんなイベントで戸定邸を利用するというようなことが、結構あって、ふだん戸定邸へ行かないような人たちもそれを通じて知るといったようなことがあって、いい効果が上がっているのかなというふうに思っているのですが、やっぱり保存とか、そういった観点からいうと、その辺、どの程度までオープンとするかというようなことについては、いろいろせめぎ合いがあるのかなと思うのですけれども、その辺の議論は特にありますか。

教育長職務代理者 戸定歴史館長。

戸定歴史館長 現在は、大部分を一般公開していて、一部、台所棟という棟だけ公開をしていない状況です。全体の公開については、耐震の問題というのがこれから大きくありまして、

現状は簡易診断を行って、一般の人を入れてもいいよというオーケーは出ている状況です。ただ、耐震の本調査というものを、これから先10年以内くらいでやっていかなければならず、本調査をした暁には、多分、耐震工事をしなさいという結果が出るでしょうという審議会の委員の先生方からの意見となっております。

なので、現状は一般公開をしているのですがけれども、その多数の一般の方々に安全に入館いただいて、戸定邸で歴史的な、松戸の歴史伝統というものをきちんと感じていただくためにも、耐震に向けて今は、現状調査をして、計画を立てて、その計画の中で、何年くらいでこれから調査をしていきます。工事をしていきますというものを記載していきますので、今、非常に重要なことをやっているというふうに思っております。

以上です。

伊藤委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにございますか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ほかに質問等ないようですので、これをもちまして終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

議案第29号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第29号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎議案第30号

教育長職務代理者 次に、議案第30号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 学務課長の西田でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第30号「教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由は2点ございます。1点目、市立高校の教育職員を対象とした働き方改革推進を規則に反映するものです。令和元年12月に公布された公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行により、1年単位の変形労働時間制の導入や文部科学省による学校現場の業務量の適切な管理等に関する指針の策定が行われました。

千葉県教育委員会においても、これに関わる法整備を進め、令和3年4月1日より施行されております。このことに係る対応として、市立高校の教育職員の勤務時間及び休暇等を規定している本規則に教育職員の超過勤務時間の上限等に関する方針を新設いたしました。また、1年単位の変形労働時間制を実施できるようにいたしました。

2点目は、市立高校の教員の特別休暇を県立学校に合わせるものです。市立高校の教員はもともと県での採用であり、定期人事異動により市立高校で勤務している形です。このことから、待遇については、できるだけ県職員に準じることが望ましいと考えております。あくまで現在は市の職員であることから、全てを県に合わせることは難しい面もございますが、今後も県の改正があった場合は、反映できる項目について、定期的に見直しを図ってまいります。

私からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第30号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

中西委員。

中西委員 中西です。

先ほど、全ては県に合わせるのはなかなか難しいというご説明、最後にあったと思うのですけれども、逆に言うと、その難しい部分というのほどのあたりになるのでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 例えば、その職員が長期間お休みを取らなければいけないような制度に関しては、代わりの職員を入れることが難しい場合もございますので、そういった部分が合わせることに難しい内容となります。

中西委員 逆に言うと、大半は一致させるということによろしいですか。

学務課長 はい。

中西委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 山形です。

全体を見て、休みが増えて、先生たちのQOLが大切な時代なのでいい取組になってありがたいと思います。具体的な質問で、例えば、今回、14ページの21番の女性職員が妊娠したとき、つわりなどや妊娠に伴う障害だとか、例えば、次のページの15ページの23番もそうだと思うのですけれども、こういうような場合は、現場で、診断書などの提出は必ず求められたりするものなのでしょうか。

教育長職務代理人 学務課長。

学務課長 こういったものについては、現場の管理職、校長が認めれば、それで取ることができるようになります。

山形委員 ありがとうございます。

女性の妊娠期もそうですし、生理休暇等もそうですが、体調についてはいろんな部分がある中で、配慮していただけることが大切だと思います。ありがとうございます。

教育長職務代理人 ほかよろしいでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 じゃ、まず簡単なところから、8ページのところの(1)、(2)の45時間とか、360時間というのは、これは、正規の勤務時間を超えた時間ですよ。だから、何か前にも似たような別の議案でちょっと聞いたことがあるような気がするんですが、1か月で45時間、年度にすると360時間というのは、ちょうど8か月分、1年間を8か月ということで、計算しているんですか。

教育長職務代理人 学務課長。

学務課長 まず、1か月をまず45時間超えないと、それが、今、おっしゃられたように、全部続いてしまうと360時間超えてしまうので、そのほかの月はそれよりも低く働くことが目標といたしますか、そういうような内容でございます。

伊藤委員 例えば、7月と8月と、それに、1月とか3月はカウントせずに、だから12か月から4か月引いて、例えば、8か月を単純に45時間掛ける8で360時間になるよね、というふうにしているのかなと思ったんですが、1か月45時間で、何かあるときからそれを下げて、また増やしてという、何かちょっと意味がよく分からないのですが。

教育長職務代理人 長期休暇等が挟まることを抜いて考えてらっしゃるのかということだと思う。

学務課長 まず、1年はなるべく360にする。その中で、4月は20時間、5月は45時間、5月

は何時間だと、月によって違いがあるので、その一番上限は45にしてくださいねという、そういう目標値でございます。

伊藤委員 そういう何か方程式じゃないけれども、何かこういう計算の方法があるんですか。

学務課長 それは、あくまでも個々によって違うので、その人、その人で違います。

伊藤委員 もうとにかく数字は、こういう数字を出して、この範囲でやれと、そういうことですか。

学務課長 やってくださいと、そういうことでございます。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 今回は、市立高校のお話ですけれども、この勤務時間の話というのは、データとして、この場で詳細を、実態がどうかという詳細をお聞きしたことがないような気がするんですけども、小中学校も含めてですけれども、やっぱりどこか節目節目でこういうふうになっていますということを報告いただく必要が、これだけ働き方改革が問題になっているわけですのであるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

学校訪問でも、やっぱり前にも申し上げたことがあります、学校によって随分差があるというふうなお話もあつたりするので、もちろん個別、個別で全部学校名を出してどうのこうのとは申しませんが、でもこれくらい差があるとか、学校によって、そのようなことも、いずれの節目でそういう勤務状況はどうなっているかということは報告いただきたいなと思います。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 参考までに、令和5年11月の数値でございますが、まず市立高校は超過勤務の平均が44時間程度でございます。45時間を超える職員は半数弱で、割合としては。義務教育のほうは同じ令和5年11月の平均、これ教諭ですけれども、小学校が49時間、中学校が58時間で、45時間を超過する職員は約58%というような形でございます。

1校1校のことについては、今、資料を持ち合わせていないので、申し訳ございません。

教育長職務代理者 今のご提案といたしましては、定期的にとりか、そういった数値みたいなものをご報告いただくようなことというのは可能なのでしょうかということですが、いかがでしょうか。

学務課長。

学務課長 県教育委員会のほうで、今、申し上げた11月の勤務時間というのを調査しております

すので、そのことについての報告はできるかというふうに思います。

中西委員 全国の研修の場でも、やっぱりそういう話をたしかした記憶があるんですが、どうしても県費職員なので、県のルールに従ってということが多いんですけども、やっぱり独自に松戸市の学校はどうだという認識に立って、例えば、11月なら11月に調査したものを分析して、松戸市はこうですよという、そういう報告はできるんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

教育長職務代理人 学務課長。

学務課長 市独自の調査としては、毎月各学校から超過勤務時間の報告は受け取っておりますので。

中西委員 なので、それが何らかの形で分析して、我々にも伝えていただけないかというお願いです。

学務課長 承知いたしました。

教育長職務代理人 よろしく願いいたします。

伊藤委員。

伊藤委員 それとの関連なんですけれども、そういう一般的なことを我々知りたいのはもちろんそうなんですけど、さっきの説明では、小学校は例えば49時間、中学は58時間だとおっしゃったんですが、45時間以上を超過勤務されているのが58%ということで、大体の大ざっぱなイメージですけども、やっぱり45時間を超える要因となっているのが少数の人が非常に多い時間働いていて、平均時間を引き上げてしまっているんじゃないかと。

だから、私も学校訪問で、後でちょっとお話ししますが、かなり多くの方は、定時に帰ることが多いとか、そんなに超過勤務していないようなイメージがあるし、また、学年とか、教科によっても全然違うというようなこともありますので、なかなか平均を考えると、その平均はどんどん下がってはいるんでしょうけれども、なかなかその辺の実態がつかみにくくて、ある一定以下には下がらないとかいうようなことが起こっていると思います。特に超過勤務時間が多い人って、どういう人なのか、その辺、ちょっともう少しピンポイントで追究して、その辺の改善策、ある特定の仕事、任される仕事をほかの人に移すとか、やめさせるとか、何かそういう手を打たないと、単に今までの一般的なそういう削減策の、それはそれでかなり効果は出ていると思いますが、これをこれ以上下げるためには、そういうごく一部の先生たちだと思うのですけれども、非常に多くの時間を働いている方々をもう少し選んで、ピックアップして、具体的な対策を取らないと、もうこれ以上下がらないのかなとい

うふうに思います。だから、今、課長がおっしゃったような、そういう数字を出していただくのはいいんですけれども、何かもう少しその辺のことを工夫した、どこの学校で、どういう人たちがどれだけの人数、本当にこんなに超過勤務をしているんだというような実態を、もう少しつかんでお話しいただいたほうが、もう少しこういうことやったらどうかとか、そちらのほうでも対策が取れるんじゃないかなと思います。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 ご指摘ありがとうございます。

一応、私どもも、学校からいただいた報告というのは、一人一人の超過勤務時間というのでも報告いただいております。多い人間というのを把握はしており、事前に話しておけばよかったという話だと思うのですけれども、そういったことは私どものほうも学校にいただいたことを返すということは、個別にあまりに多い職員に対してはやっている状況です。

いわゆる80時間以上、過労死ラインということについては、それはだんだん減ってきているというふうに思います。ただ、伊藤委員おっしゃったように、その校務分掌の偏りですか、その人の仕事のことで、確かにこの人、いつも朝早くいつも来ているよなとか、そういうのはありますので、その辺は、今後も注意深く見ていきながら、学校と情報共有していきたいと思います。ありがとうございました。

伊藤委員 お願いします。

教育長職務代理者 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

議案第30号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第30号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第31号

教育長職務代理者 次に、議案第31号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 議案第31号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明申し上げます。

提案理由としては、先ほどの市立高校の議案で述べた国や県の法改正、法整備に係り、本市の小中学校管理規則にも、超過勤務時間の上限等を定めるものでございます。概要といたしましては、教職員の超過勤務時間の上限を原則として一月当たり45時間、1年当たり360時間、変形労働時間制を実施する職員については、その対象期間内の超過勤務時間の見込みを1か月において42時間、1年当たり320時間とするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第31号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

中西委員。

中西委員 先ほどと同じことになると思うのですが、ちょっとその延長上で、たしか勤務管理のシステムを新しくするという話をどこかで見た記憶があるんですけども、それによって、把握がやりやすくなったというようなことがあるんでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 新しい勤怠管理システムですが、この1月から、来月から運用開始予定となっております。こちら、把握する内容自体は今までと大差ないかなと思うんですけども、ただ、委員会のほうで直接集計をすることで、学校現場の業務負担軽減にはなるかなというふうには考えております。今、各学校で名前の入力とか、準備を進めていただいている状況です。以上です。

中西委員 分かりました。

教育長職務代理者 ほぼ、内容の重なる部分だと思いますので、先ほどのご回答で把握していただいたかなと思います。

よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第31号を採決いたします。

議案第31号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第31号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎報告第4号

教育長職務代理者 次に、報告第4号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

それでは、説明お願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 教育総務課長の三根でございます。よろしくをお願いいたします。

報告第4号「臨時代理による処分の報告について」をご説明いたします。

本件につきましては、市長より、令和5年松戸市議会12月定例会の教育費補正予算議案に対する意見聴取の申出があり、早急に回答する必要があったことから、教育長に対する事務委任規則第3条の規定により、臨時代理処分を行ったものです。

それでは、資料の23ページをご覧ください。

歳出より、順次ご説明いたします。

保健体育費、学校給食費、小学校給食管理運営事業、給食備品等管理業務1,931万3,000円及び中学校給食管理運営事業、給食備品等管理業務2,610万1,000円の補正額につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、市立小学校、中学校に通う児童生徒全員の学校給食費の無償化と弁当持参者への支援に係る経費についての補正を行うものです。

なお、令和5年1月から実施している第2子半額、第3子以降全額の無償化に追加して実施するものとなります。

次に、歳入についてご説明をいたします。

戻りまして、22ページをご覧ください。

県支出金、県補助金、教育費、県補助金、保健体育費補助金の補正額77万9,000円につきましては、県補助金の活用に伴い、補正を行うものです。

学校給食費無償化事業における弁当持参者への支援のうち、県補助金の対象となるものについての補助となります。

続きまして、諸収入、雑入、雑入、利用者給食費負担金収入の補正額マイナス3億5,999万6,000円につきましては、学校給食費無償化事業の実施に伴い、児童生徒給食費負担金収入額に変更が生じたため補正を行うものです。

ご説明は以上です。

なお、質疑につきましては、担当課からご説明させていただきたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長職務代理者 報告第4号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑に入ります。

伊藤委員 これ、確認ですけれども、この金額は、1月から3月までの3か月間という理解ですか。

教育長職務代理者 学校給食担当室長、お願いします。

学校財務課学校給食担当室担当室長 学校給食担当室長の太谷と申します。よろしく願いいたします。

これは、1月から3月までの限定で行いますので、1月から3月までの金額となります。

伊藤委員 そうすると、来年度は当然この第1子全額無償、第2子の半額無償から全額無償というふうになっていくわけですので、当初考えていた予算よりはるかに多くなると思います。また来年度の予算要求ということで、それに組み込むというか、作り替えて要求するという、そういうことで考えてよろしいんですか。

学校財務課学校給食担当室担当室長 そのとおりでございます。

伊藤委員 はい、分かりました。

学校財務課学校給食担当室担当室長 来年度は、まだ決まっておりませんので、全額無償化はなしです。第2子半額、第3子以降の全額無償で、元に戻るということになります。

伊藤委員 ごめんなさい。来年度は、まだ第1子の方は全額無償とは決まっていらないんですか。

学校財務課学校給食担当室担当室長 決まっておりません。

伊藤委員 そうなんですね。じゃ、この年度末だけやったんですか。

学校財務課学校給食担当室担当室長 あくまでも1月から3月までの限定で、来年度のことはまだ検討中でございます。

伊藤委員 来年度以降は、どうするかまだ未決定ですか。

学校財務課学校給食担当室担当室長 はい。

教育長職務代理者 教育長、お願いします。

教育長 国の方針による補助金が1月から3月までということで出たので、では、松戸市も参加しますということで1月から3月までやります。ただ、4月からは、国も未定ですし、私たちの財源のほうも今のところは従前どおりの予定で進めさせていただくので、ただ、この1月から3月までにどんな動きがあるのか、私たちも分かりませんので、国のほうで、それによっては変更もあり得るかもしれませんが、現在としては、本日としては、今までどおり、来年度は進めると、そういう予定でおります。

伊藤委員 そうしますと、保護者サイドから見ると、1月から3月は無償になって、ああよかったと思っても、4月からまた元どおりお金を払いなさいと、請求書が来るということも、じゃ、あり得るわけですね。

教育長 可能性は、はい。あるというか、高いというか。

伊藤委員 高いんですか。ちょっとその辺、そうしますと、余計なお世話ですけれども、ちょっと説明が大変ですよ。

教育長 そうですね。

伊藤委員 保護者の不満が出る可能性があるということですか。分かりました。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 保護者の方は少し嬉しいような、期間限定で混乱するような、事業ということわかりました。現場の事情という、物価高騰が著しくて、質問しようと思ったのが、お弁当を作るということも配慮が要るなど、アレルギーの心配や発達でどうしても食べられないものがあるお子さんに、現在何名ぐらいのお子さんが、お弁当で給食の時間を過ごしているのかというのが、教えていただけたらと思いました。これは意見というよりも、現場の声というか、本当に物価高騰が大変なので、3か月だけでもありがたいですが、先ほど伊藤委員がおっしゃったような現状としてここまでというのがはっきりと分かるような現場での使い方というの、給食費に関しては市のほうで管理している形でしょうか、というのもまた確認でした。お弁当の数と給食費の関連のお手紙については、市が管理運営しているかの2点お願いします。

教育長職務代理者 学校給食担当室長、お願いします。

学校財務課学校給食担当室担当室長 現在、こちらのほうで把握している弁当持参者の人数ですが、全体では1,788名です。その中で、アレルギーのお子さん、アレルギーをお持ちの児童生徒さんは1,033名で、あとは中学校でお弁当を選択しているというお子さんもいらっしゃいますので、そちらのほうの人数も入っております。

お手紙等は教育委員会のほうから出させていただきます。

山形委員 ありがとうございます。

想像以上に、何百人単位かと思ったら1,000人以上だったのですね。中学生の場合は、以前、給食の選択もありましたけれども、コロナも挟み食の事情とかも変わってきている現状。過去とは違うので、以前のようにA・Bの選択というのは、なくてもいいのかなと思いました。1,700名以上の子供たちが給食じゃなくて、お弁当を持参しているというところの現場の声が聞こえてよかったなと思いましたが、そこにきちんと給食費相当の配慮がされることは、保護者にとってもありがたいことだと思います。ぜひ、国次第ですが、4月以降もそうになっていただけるといいなと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ぜひ混乱のない告知と報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして、報告第4号の審議を終結といたします。

ありがとうございました。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎報告第5号

教育長職務代理者 次に、報告第5号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 報告第5号「臨時代理による処分の報告について」ご説明いたします。

24ページをご覧ください。

本件は、令和5年11月30日付、松戸市議会議長より、松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案に対する意見聴取について、市長への付言をして同意した旨の回答を

したものの報告でございます。

回答に当たっては、回答期限までに教育委員会会議を招集する時間的余裕がなく、教育長に対する事務委任規則第3条の規定により、臨時代理処分を行いましたことから、同規則第4条第3号の規定により、ご報告させていただくものです。

25ページをご覧ください。

臨時代理による処分書でございます。回答内容につきましては、26ページをご覧ください。

令和5年12月1日付をもって、松戸市議会議長からの意見聴取に対する回答を行いました。

1として、意見の求めに対する回答について、本条例の制定について同意します。なお、市長に対しては、次の事項に留意して事業を行うよう付言しました。

2として、付言内容については、(1)から27ページの(3)までの資料に記載のとおりでございますが、この内容につきましては、前回の11月8日に開催されました教育委員会会議での審議内容を踏まえ、令和5年11月10日付をもって市長へ回答した同様の内容となっております。

28ページから30ページにつきましては、松戸市議会議長からの照会文となっております。

なお、市議会12月定例会の中で、12月11日、開催されました総務財務常任委員会におきまして、松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、審議が行われました。その審議内容を経て、松戸市議会としての採決結果につきましては、12月18日の本会議にて継続審査という決定がなされております。

このことから、令和6年3月定例会会議におきまして、継続して審議されることとなります。

ご報告は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 報告第5号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 そうしますと、この条例案は継続審査ということで、それは3月の定例議会で審議されるということだと思っておりますが、そうすると、その3月の議会で、この条例が採択された場合、この条例は令和6年4月1日から施行するというふうにあるのがやっぱり影響を受けるのでしょうか、3月の何日に審査、可決されるかどうか分かりませんが、この条例の、この4月1日から施行するというのは、やはり当然影響受けると思ったほうがいいのでしょうか、仮定の質問で申し訳ないんですが。

教育長職務代理者 教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 ただいまご質問いただきました3月に仮に採択された場合ということでございますけれども、議案としては、もう既に提出をされておりますので、このまま次の議会で審議をされるということでございます。令和6年4月1日から施行というのは、特段変更なるということとはございません。

伊藤委員 普通、法律にはいつから施行されるというのは書いてあるわけですが、採択後、施行までの期間というのは、やっぱりある程度ないと、いろんな準備が必要になると思うんですけれども、したがって12月に、やって、4月からということだったと思うんですが、3月に成立しても、たとえ1週間、2週間の準備でも施行は可能ということでしょうか。

教育長職務代理者 教育総務課長。

教育総務課長 市のほうでは、採択されるように全力で準備をするということだと思います。

伊藤委員 そういうふうに理解しておられるわけですね。

教育総務課長 はい。

伊藤委員 分かりました。

生涯学習部長 ちょっと補足をさせていただきます。

2つあると思うんですけれども、条例の審議は継続ということになりましたので、3月でさらに市議会で審議されて、もう一つは、伊藤委員おっしゃるように、実務上の対応として、どうなっていくかということについては、今、総務課長申し上げたように、混乱のないようにといたしますか、どういう状況であっても対応するというのは、一般的な話としては対応考えていくということになると思いますが、具体的な取扱いについては、ちょっと我々のほうでも、まだ、状況が今後把握していくということになるかと思えます。そんな状況でございます。

伊藤委員 今回の条例改正は、機構改革につながるわけですよね。それが3月にずれ込むことによって、条例そのものは仮に4月から施行されるにしても、いわゆる機構改革というのは、これはある程度準備が必要だと思うので、機構は、じゃ、例えば7月頃になるとかそういうこともあり得るわけですか。4月に機構改革となると、条例の制定と違って、相当人を動かさなきゃいけないし、準備が要るじゃないですか。だからそれを3月までに条例の施行を見込んでもう準備を全部やってしまうのか、そうすれば4月から、機構改革ができるかもしれませんが、もし万一、4月1日に施行されなかったら、ちょっと困ることになると思うので、やっぱり4月から機構改革が進むんじゃないかと、三、四か月遅れるということもあ

り得ると考えたほうがいいのでしょうか。

生涯学習部長 じゃ、すみません、総論で申し上げますと、総務部、市長部局のほうの組織人事をつかさどっているところで、当然、そういったことも含めて考えているところだと思います。私のほうから、ちょっと申し上げられるような内容というのはないんですけれども、いろいろなことをやはり想定しながら、組織として、混乱のないように、しっかりとやっていくということを、多分、様々な状況を考えながらしっかりとやっていくということになると思いますので、今、伊藤委員おっしゃったような想定ですとか、そういったものをシミュレーションはされているのかどうかも、ちょっと今自分は把握はしていないんですけれども、考えながらやっていくということに尽きるかなと思います。

教育長 その辺は、私たちが主導はできないので、状況を恐らくここから3か月でいろんな動きがまた出てくると思うのですけれども、その都度、皆さんにもいろいろ情報共有しながら、議論をしていただきたいと思っています。

伊藤委員 それから、30ページの条例案第2条の内容なんですけれども、前回の教育委員会会議で最初の条例案の一案として見せられた内容と若干変わっていますよね。

文化財の保護に関することを除くというのを入れ替えて、後で別の括弧にして書かれていますけれども、これは、前回の議論を踏まえた上で、向こうが訂正してきたというふうに理解してよろしいでしょうか。このほうが分かりやすいというか、そういう議論ございましたよね。

教育総務課長 そのとおりです。議論を踏まえて修正したということです。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ご意見等ないようですので、報告第5号については、審議を終結いたします。ありがとうございました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎その他

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭に教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、

秘密会の前にその他に移ります。

事務局より何か報告ありますでしょうか。

(「ごいません」の声あり)

教育長職務代理者 委員の皆様から、学校訪問の報告等が上がっておりますので、お一人ずつ
お願いしたいと思います。

では、伊藤委員をお願いします。

伊藤委員 1枚の紙に、簡単に報告内容を記載させていただきました。

今年度は、事務方の割り振りもあって、小学校2校、中学校1校の計画訪問に同行させて
いただきました。

書いてあるとおりなんですけれども、簡単に口頭でも付け加えますと、矢切小学校はこ
んなに古い歴史があるというのも、実は私もよく知らなかったんですけれども、そういう伝統
にのっとった施策がいろいろ行われているということで、ユニークなものとしては、田んぼ
に稲作、畑作活動を児童がやるということで、普通の小学校にはないような経験ができて、
子供たちの評価も非常に高いということで、これからも協力農家の方たちとの関係もあって、
いろいろ問題もあるみたいなんですけれども、ぜひとも継続して取り組んでいきたいというこ
とでした。

それから、松戸二中、矢切小学校と近くなんですけれども、第二中の一つの特徴としては、
地域との関わりを非常に重要視しているということで、それもコロナの関係でできなかった
のが、だんだん復活してきて、やってきているということで、子供たちへのそういう地域活
動への参加を奨励してやっているということが特徴だということです。

それから、梨香台小学校というのは実は松戸の一番南で、ここから遠いところだったので、
一度も行ったことがなかったのですけれども、驚いたのは、児童数が結構多いことでした。
団地があるし、また、新しく住宅が増えているということで、児童数も、もちろん一番多い
ときは1,000人以上いたので、それに比べれば減ってはいるんですが、最近また少しずつ盛
り返してきているということでした。それから、働き方改革については、先生方が、非常に
努力しておられるようなんですけれども、さっき言ったように、やっぱりちょっと偏りがあって、
一部の方に集中しているということでした。特に、教頭先生が一番なんですけれども、ご自
身がかなり率先して減らしているということで、その姿を見て、一部の方もじゃ帰ろうとい
うことで、少しずつ効果が上がっているようなんですが、他方、家に仕事を持ち帰るとい
うことも結果的には起こってきているようで、そこはやはり元を絶つというか、仕事量、本当

にやる仕事を減らさないと、やっぱり本格的には進んでいかないのかなというふうに思いました。

それから、梨香台小学校でちょっと特徴的だったのは、梨農園とか、そういう畑がどんどん宅地化されていて、住宅が、団地はもちろん今既存の団地があるんですけども、一軒家が増えてきていて、そこに外国人の方がかなり入っているということでした。今年度は6年生で全く日本語が分からない中国からの生徒が来たということで、中国語と日本語が分かる同級生と同じクラスでペアを組んで、もちろん取り出し授業もしながら、非常に苦勞しながらやっているということで、やはりそういう外国人が確かに、松戸市では、今、2万人を超えたところなんですけれども、そういう児童、子供たちも増えてきているので、一部、小学校、あるいは中学校に、集中的に特定のところに偏っているのかもしれませんが、それに対する手当というのは、小学校、中学校独自では大変ですし、教育委員会としても手助けをしていく必要があるのかなというふうに感じました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

次、中西委員、お願いいたします。

中西委員 ありがとうございます。

私のほうは、今年度、5校、そのうち、1校は急に帰らざるを得なくなるという私用ができて、残念だったんですが、4校はほぼ最後までお邪魔いたしました。

特に、第六中学校で学年担任制をお始めになったというのをお聞きして、既に、栗ヶ沢で行われていることは以前にも、こちらでもご報告していたと思うのですが、この学年担任制、チーム担任制と呼ぶところとか、いろいろな呼び方がありますけれども、それがどうこれから推移していくのかなということが非常に気になりました。

特に、先ほども話題になりましたが、超過勤務が多いというふうにはっきりおっしゃっていた学校なのでそこが学年担任制を入れることで、よその、全国あちこち回ってみても、その教員の勤務時間が、超過勤務が減るというようなことは傾向としてあるようですので、その辺の変化がどうなのかということが、今後、期待したいと思います。

あとは、朝学習の捉え方とか、総合の捉え方とか、気になる点もあったんですけども、やっぱり以前から申し上げているように、調べ学習がどれだけちゃんと情報源の指導がされているのかというのが、非常に各学校回って気になっています。本当に小学校からやっていったほうが、将来を考えたときに非常に大事だと思いますので、これは、松戸市以外の学校

でこの前ちょっと学校の先生に問いかけたら、小学校1、2年生は無理でも、3年生ぐらいからはやったほうがいいかなというようなことを、ICT、非常に熱心になさっている学校の先生がおっしゃっていました。タブレットを使うのは、もう当たり前、何かを調べるときにありますので、そこでの指導というのは、やっぱりぜひ意識してやっていただけたらと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

私からも、同じく学校訪問の報告です。

第五中学校、旭町小学校と梨香台小学校と3校回らせていただきましたが、内容については、机上の報告書を読んでいただければと思います。3校とも小中連携に割と力を入れている学校にたまたま当たったということなんですけれども、隣にあるような五中さんも東部小と隣同士ですし、旭町小学校さんも馬橋と中学校のほうも近接でございますし、ただ、梨香台小学校に関しては若干遠いんですが、東部小と五中さんということだったんですけれども、五中さんのほうを訪問したときに、梨香台小学校の話は出なかったんですね。ですので、やはりそこには同じ連携といっても、温度差があるのかなということを、何となく感じました。

ですが、せっかくやるのであれば、もう少し積極的に連携体制を取っているところは、連携モデルとして、何かお互いが個々に進むというのものもあるのかもしれないけれども、松戸市の教育方針としての小中連携みたいなものを少し深めていくということもこれからの課題なのではないかなというふうに総括的には感じました。

あと、専科の先生を小学校で取り入れているということ、積極的になさっているというのが両校で感じました。やはり教員不足になっている中で、それは本当に喫緊の課題のかなというふうに感じたことと、梨香台小などは、学校訪問の中で見せていただいた授業にも管理職がもう入っているというような状況になっていたのも、一人でもお休みの先生や体調の悪い先生がいらしゃると、どうしてももう管理職が授業に及ばなければいけないというのは、なかなか学校経営としては厳しいのかなというふうに見ていて感じました。

いろんな活動については、例えば、梨香台小学校では、非常に言葉の持つ強さなど、そういう言語に関わること、読書に関わることを用いて、友達とのコミュニケーションとか、権利意識みたいなものに派生するところまで頑張っていきたいような、校長先生の高い目標を感じるお言葉もありました。

ミドルリーダーがこの学校は少なく、若手とベテランとの間がすごく人数が少ないよう

な、若手が非常に多い学校で、そういった学校はほかにも見受けられるので、ミドルリーダーの育成というのは、本当に喫緊の課題として、全所挙げて、先生方ももちろん取り組んでいらっしゃると思うのですが、大量退職がどうしても気になるところでございますので、ぜひ、いろんな対策を打っていただきたいと思いますと感じました。総括的なお話になりましたが、以上でございます。

◎報告第6号及び報告第7号

教育長職務代理者 それでは続きまして、報告第6号及び報告7号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、報告第6号及び報告第7号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴人の方はご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習部審議監、教育総務課長、児童生徒課長、児童生徒課専門監。

以上となります。そのほかの方は退室してください。

傍聴人の退出及び説明員の準備が整うまで、しばらくお待ちください。

(関係職員以外の職員退席)

(以後、秘密会)

(関係職員等入室)

教育長職務代理者 ご報告いたします。

秘密会にて、報告第6号及び報告第7号は承認されましたことを報告いたします。

本日予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 次回の教育委員会会議の日程についてです。

次回の教育委員会会議は、令和6年1月17日の水曜日午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、次回、令和6年1月定例教育委員会会議は、令和6年1月17日水曜日午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和5年12月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時05分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員